

<b>Title</b>	〈合法性〉の空洞化：一九二〇年代のドイツにおける経済の独占化過程と議会外立法様式
<b>Author(s)</b>	高橋, 愛子
<b>Citation</b>	聖学院大学総合研究所紀要, No.60, 2015.12 : 32-78
<b>URL</b>	<a href="http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=5691">http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=5691</a>
<b>Rights</b>	

SERVE

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

## 〈合法性〉の空洞化

——一九二〇年代のドイツにおける経済の独占化過程と議会外立法様式<sup>①</sup>——

高橋 愛子

### 第1節 本稿の射程と狙い

人々を支配し、その服従を強制する政治権力を正当化しうる原理としての民主主義は、今日、改めて、その原理の内実と明証性が問われている。政治権力は、かつての全体主義国家の下での剥き出しの暴力による服従の強要という形で行使されるわけではないが、しかし依然として、法律の定めるところに基づいて行使される限りで人々の服従を強制しており、他方、民主化が進めば進むほど、権力は人間生活の全面に網の目のように浸透し（全面的政治化）、その行使を正当化する膨大な数の法律が蓄積され（全面的法化）、しかも高度に技術化し専門分化した今日、法律の細部に至るまでの民主的検証が及ばないが故に、法律の民主的含意をめぐる問題は不可視化されながら、一層、人々の生活の外面と内面への管理と支配力を強めている。<sup>②</sup>

しかし「人民による自己支配」としての民主主義は、政治権力が国法に服する形で行使されており、かつ、その国法は人々の「代表」による「議会」での決定である限りにおいて人々の意思・利害をその内容とするから（自己支配とい

う原理」と〈政治権力への服従〉とが矛盾なく一貫するという擬制フィクションに依拠している以上、その「議会立法」の内実と〈合法性〉の貫徹は、民主主義が民主政という外的統治形態の下でまさに民主主義として機能しているか否かを決する分水嶺である。その意味では〈合法性〉こそが、権力の民主的正当化の根拠としての役割を担っているのである。

ところが同時に、カール・シュミットが指摘したように、〈合法性〉は多元的に分裂しうる。その時々々の支配的勢力は、「あらゆる合法的可能性を利用し尽くすことを、彼らのその時々々の権力的地位の保全を、すなわち、立法、行政、人事政策、官吏懲戒法、自治における全ての国家的憲法的権能の使用を、最高の良心をもって合法性と名づけ」る故に、<sup>(3)</sup>〈合法性〉は政治的武器と化しうる。それゆえ政治権力の行使を民主化する媒介となるべき「法律」の内実と〈合法性〉の貫徹は、両刃の剣であり、同時に、最も効果的に反民主的作用を媒介する担い手ともなりうる。権力行使の民主的正当化を媒介する筈の〈合法性〉が、民主的含意を喪失することによって空洞化し、更に民主的統治を葬る政治的武器となったその最も顕著な歴史的事例が、民主主義的ワイマール体制の崩壊からナチス体制への「合法的な移行」に見られることは言うまでもない。

法律は政治闘争におけるあらゆる武器の中で恐らく最も大きな破壊力を持つ。それはまさに、法とか正義とかいう概念に後光が差しているからである。<sup>(4)</sup>

本稿の狙いは、以上の問題意識に基づきつつ、以下の三点について考察することにある。第一に、ワイマール期民主政の下で、政治権力の民主的正当性を担うべき議会主義的〈合法性〉が、いかなる分裂を呈してゆき、どのような勢力が有効な政治的武器としてこれを用いたのか、第二に、〈合法性〉が民主的含意を消失させるに至った過程はどのようなものであったのか、第三に、議会主義的〈合法性〉の空洞化過程に対して、裁判所における司法的〈合法性〉はいか

なる様相を呈していたのか、という点である。

ところで「ワイマール共和国の歴史にかかわる研究の全ては、……その崩壊の原因を問うことである」(K・D・エルドマン)<sup>(5)</sup>という言説のように、第二次大戦後に本格化したワイマール共和国史をめぐる研究は、当初、共和国崩壊原因の解明が重視され、共和国成立期と一九三〇年代の危機状況の分析に研究が集中し、政治史的傾向が強かった<sup>(6)</sup>。共和国の経済・社会構造を含めて考察し、また成立期や末期に比べて軽視されてきた中間期(二〇年代)をも本格的な考察の対象とする新しい流れは七〇年代になって現れ始め、同時に、従来の政治史的傾向に対して社会史・経済史的研究も活発化した<sup>(7)</sup>。今日では、共和国末期よりむしろそれに先立つ二〇年代後半の相対的安定期においてこそ崩壊の根本的原因が形成されたと見て、これを「プレ・ファシズム期」と位置づけ、研究の重心を二〇年代の分析に置く傾向が強まっている<sup>(8)</sup>。こうした歴史研究の大きな流れを見ると、既に第二次大戦中という早い時期に、共和国崩壊から第三帝国成立への歴史過程を、二〇年代の経済体制の独占化過程がもつ政治的に決定的な意味を重視する分析視角に基づいて叙述したフランツ・ノイマンの研究は先駆的なものといえよう。更に、両大戦間期のドイツ資本主義に占める国家の役割という点でいうならば、国家を経済に干渉してくる存在と捉える(国家から経済への介入という視点)のみではなく、逆に、国家を「社会経済的発展の中から解明しよう」と試みた<sup>(10)</sup>点(経済から国家への影響という視点)でもノイマンは固有の立場に立つ。というのは、第二次大戦後に活発化した共和国の歴史研究の中で、経済と国家の関係へのアプローチは「経済における国家の役割を当然のもの」とみなし、「自明視し」、その上でその是非を論ずる経済政策的研究から出発した<sup>(11)</sup>(ケインズ主義的経済思想を機軸とする)という意味で視点の制約が見られるが、しかしワイマール期の国家と経済の関係は、一方にとつて他方の比重が圧倒的となる過程を辿るものの、いまだ過渡期にあつたと見るべきである。国家が経済への介入を強めてゆくワイマール期のプロセスの分析が、経済の側からの動因の解明にも、殊に集積しカルテル化する産業資本の独占化過程にも重点を置かねばならないのは必須の条件であらう<sup>(12)</sup>。

ワイマール期の〈合法性〉の空洞化プロセスを検証する本稿の視座も、以上の研究動向と合致する。〈合法性〉をめぐる反民主的状況は、三〇年代初頭のいわゆる「大統領内閣」時代に限定的なものではなく、むしろその前提となる様々の契機は二〇年代に明確な形で現れ、定着し、蓄積され、〈合法性〉の空洞化を徐々に促進し、三〇年代初頭の危機的状況において決定的枠組として機能するまでに「成熟」していたと見るべきである。

更に、二〇年代から始まった〈合法性〉の変質過程を考察する場合、政情不安による流血、暗殺などの政治的危機状況によってより、むしろ産業資本の側から組織的政治的に突きつけられた経済的財政的課題に対応するものとして〈合法性〉の変容が蓄積された側面の重要性を見落とすことはできない。そもそも二〇年代後半の、いわゆる相対的な政治的経済的安定期といわれる状況は何によってもたらされたのか。それは、ヴェルサイユ条約による敗戦処理におけるドイツと連合国との激しい対立の焦点であった賠償問題が、一九二四年八月のドーズ案成立によって決着し、これにより国際社会から借款による援助が開始され、国際資本のドイツ流入に拍車がかかったことが主要な要因であったが、厳密にいうと、そのドーズ案成立に至る過程の推進に決定的なイニシアティブを握ったドイツ国内の勢力は一体どのような存在だったのかという問題である。それはいかなる政党でも政府ですらなく、経済界のこの過程への実質的参与であり、より具体的にいえば、経済界の内部対立を集約しつつその利害を体して活発な政治活動と政府を飛び越えた対外交渉を展開させた「ドイツ工業全国連盟」(Reichsverband der Deutschen Industrie)の政治行動だったのである。<sup>(13)</sup>

ワイマール体制崩壊過程において、社会民主党の失敗こそ第一に問題とされなければならないという点で、カール・D・ブラッハーとノイマンは一致しているものの、ブラッハーの批判の力点は、社会民主党の「盲目的合法性信仰」(blinde Legalitätsgläubigkeit)と「合法的非行動性」へと向けられるのに対し、ノイマンは、社会民主党の失敗原因は、ドイツ産業界における「独占化過程の不断の進行につれて、ますます先鋭化するドイツ独占資本の帝国主義こそが中心問題なのだということを見抜けなかったこと」であると指摘し、「独占が成長すればする程、それは政治的民主主義と

相容れないもの」となるという洞察を示す。<sup>(15)</sup>「知らず識らずのうちに、彼ら「社会民主党」はドイツ産業における独占的傾向を強化し、形式的合法性 (formalistic legality) に全くよるかかつてしまつて、司法部や官庁の反動分子を根こそぎにすることや、軍の役割を憲法に規定されたそれ本来の役割に限定することができなくなつた」<sup>(16)</sup>のだとノイマンはいう。両者に共通して見られる、共和国崩壊の主要原因を社会民主党の主体性の問題としつつ、その社会民主党にあれもこれも要求する立場には同意しかねる。しかし両者が共に、社会民主党に見られる種々の〈合法性〉への過度の依存を問題としている点は看過されるべきではなく、更に、ノイマンがブラッハーから区別される点、つまりそこでの〈合法性〉問題が〈産業界の独占化〉という社会的経済的な事態と密接に関わつているとする側面の洞察は重要である。それは、ワイマール期に見られる〈合法性〉の空洞化が何に根差していたのかという問いに対し、政党——その無能力もしくは中央集権化された組織力——がではなく、経済界を牛耳つていた独占資本の政治行動こそがその根だという洞察、そして、それを見抜けなかつたことにこそ社会民主党の失敗原因を見るところという洞察を示すものに他ならない。まさしくドイツ史上最大の急激な産業資本の独占化が二〇年代に進められたのである。

以下では、まず、経済界の国家に対する政治行動を跡づけ (第二節)、それが議会主義的〈合法性〉にどのような作用を及ぼし、これをいかなる形で空洞化したのか (第三節)、そして資本の独占化過程は議会のみならず裁判所での法解釈という〈合法性〉にどのような作用を及ぼし、〈合法性〉の反民主主義的含意を蓄積させたのか (第四節) を明らかにしたい。

## 第2節 経済的社会的領域における独占化過程とその政治的影響

ワイマール憲法<sup>(17)</sup>は、周知のように様々な利害対立の構図の中からの妥協の産物として当初から内的矛盾を抱えており、個々の条文規定がそのものとして実現される為には更なる政治闘争が不可欠であった。別言すれば、憲法上の規定として存在していながら、一度も実現されないままだった条文も存在した。

### 1. ワイマール体制の下での労働者の権利

憲法の第二部に、民主主義的価値体系、基本的権利・義務についての規定が記されたのは、一九一八年の革命が「自由主義者たちの行ったものではなく、たとえ指導者たちの意志と意向に反したとはいえ、社会主義諸政党と労働組合とが行ったもの」<sup>(18)</sup>だったことに由来する。こうして憲法上の規定としては記された様々の新しい権利が実現されるか否かは、その後の政治闘争の課題となつてゆく。

労働者が新たに獲得した最大の権利は第159条、第165条に規定され、内閣も、立法部も、警察も労働組合を解散する権限をもちえないことが明記された。非合法団体として始まり、容認の時代を経て徐々に勢力を拡張してきた労働組合の歴史に大きな画期が訪れ、「国家官僚制と民衆との間のかけ橋」「政治的デモクラシーを経済的デモクラシーへ発展させる為の機関」として期待された労働組合の役割は、「いかにして雇、用、者、の、独、裁、的、な、力、を、労働者もあずかることがゆるされる民、主、的、な、力、によつて置きかえるか」<sup>(19)</sup>であり、賃金をはじめとした雇用条件を決定する団体交渉の担

い手としての役割である。雇用者を代表するフーゴー・シュティンネスと社会民主党系の自由労働組合の議長カール・レギーンは、ドイツ全土に革命の嵐が荒れ狂う中で、一九一八年一月一日、協定を結び、「最後まで対立点として残った八時間労働制について妥協を行い（中略）中央労働共同体協定を成立させた」（シュティンネス＝レギーン協定<sup>(20)</sup>）。これを受けて一九一八年二月二三日、人民代表者評議会命令により、賃金及び雇用条件決定の法的手段として団体協約が認められ、更に一九二〇年二月一日の経営評議会設立法によって労働者側の利害を組織する経営評議会<sup>(21)</sup>が設置され、雇用者の権限を制限する基盤が据えられた。これらの制度に則って労働組合は、組織労働者の代表としてストライキを後ろ盾としながら労働条件を決定し、更に、規定された諸条件が事実上履行されるかを監視した。労使間で自発的に協約が締結されない場合は、一九二三年の法律によって設立された仲裁委員会を通して国家による仲裁が行われた<sup>(22)</sup>。実際には労使が独自に合意に達することは稀であった為、仲裁機能を担う国家の影響力は増大し、その結果、国家は社会政策の領域で広範な経済的機能と決定的影響力をもつことになる。

他方、失業保険制度、職業紹介所制度、肉体労働者にも知的労働者にも適用される広範な傷害疾病老齢保険制度<sup>(24)</sup>を含む、労働組合から案出された制度が一九二七年の法律によって国家制度として完成した<sup>(25)</sup>。社会民主党と労働組合は、労働者の比較的高い文化水準の獲得と新たな政治的社会的地位の獲得という二つの道を拓いたが、「労働組合の影響力は絶えず社会民主党のそれより強かった<sup>(26)</sup>」という。やがてこれらの道が閉ざされるとはいえ、労働者がワイマール体制下で獲得しえた国法制度上そして実際上の権利は、ドイツ史上前代未聞のものであったのである。

## 2. 経済界の自己組織化と独占資本の巨大化

資本家側の組織化は、何よりも、以上に概観した新たな社会的経済的勢力としての労働組合の台頭への対抗措置とし

て進められた。生産手段の所有者は、労働市場、商品市場、及び国家という三つの領域において別々の機能を果たす三つの異なった団体を組織する<sup>(27)</sup>。第一に労働市場においては労働者団体としての労働組合や経営評議会に対抗し交渉する「ドイツ雇用者団体連合会」(Die Vereinigung der deutschen Arbeitgeberverbände)が組織され<sup>(28)</sup>、第二の商品市場においては、個々の企業家としてか、もしくはは価格・販売・購入条件の為のカルテル、結合企業<sup>(29)</sup>、トラストという形で作用する<sup>(29)</sup>。第三の国家の領域においては、国家の経済財政政策への影響力行使を目指す業種別もしくは地域別の政治的産業団体として組織化された<sup>(30)</sup>。地域別の政治的産業団体は公法に基づく強制加入制による商工会議所であり、その全国中央組織はドイツ商工会議所であったが、政治的産業団体の実際の影響力は、業種別のそれとして最大最強の「ドイツ工業全国連盟」によってもたらされた<sup>(31)</sup>。「ドイツ工業全国連盟」はそれまで対立していた二つの工業団体、一八七六年に重工業を中心として組織された「ドイツ工業家中央連盟」と、これへの対抗組織として一八九五年に軽工業ないし加工業の中小企業を中心として設立された「工業家連盟」の合併によって、一九一九年二月三日に設立された全国統一組織である<sup>(32)</sup>。

真にドイツ工業界を統一した単一の全国組織はワイマール共和国になって初めて、労働者階級の高揚に対抗して、共通の階級意識から成立したのであり、一九一九年二月に成立したドイツ工業全国連盟はそれゆえ、最初からこの新しい議会制民主主義国家に対するドイツ資本家階級の結集の姿を示していたのである<sup>(33)</sup>。

全国連盟は、業種別団体を下部団体とするいわゆる「団体連合」であると同時に個人企業家をも含み、更に、バイエルン工業家連盟、ザクセン工業家連盟、及び、ラインラントとヴェストファーレンの経済的利害を守る為の連合「ラングナム・フェライン」(Langnam Verein)という強力な地域的圧力団体をも併合した巨大組織であった<sup>(35)</sup>。

組織構造上は截然たる分業が行われている別個の存在であった雇用者団体、カルテル、及び、政治的産業団体という三つの型は、運営上、また人事的に相互の団体の役員を兼任する<sup>(36)</sup>など提携し合つて活動し、経済全体に権力的な組織網を張り巡らした<sup>(37)</sup>。また「ドイツ工業全国連盟」はその構成員に対し、経済政策、関税、輸入、輸出、貨幣、金融、賠償など多くの問題で便宜をはかったが、最も重要な便宜はカルテル局<sup>(38)</sup>から提供された。

カルテル局は、全てのカルテルに対する諮問調整機関として機能し、それに法的経済的忠告を与え、カルテル協定を管轄し、宣伝機関を常に販売諸団体の政策の都合の良いように動かした。かくして、ワイマール共和国時代の、ドイツの政治的な産業団体は殆どあらゆる経済活動にまでわたる、威圧的な堂々たる建築物なのであった<sup>(39)</sup>。

独占資本の巨大化の統計的分析によれば、古典期独占資本主義時代（一八八二年から一九〇七年）には「独占資本は一経営あたりの規模そのものはそれほど巨大化せず、むしろ同規模の巨大企業の数を外延的に増加させることによって発展していた」のに対し、ワイマール期への移行期一九〇七〜一九二五年はむしろ経営規模の巨大化により発展し、一九二九年には株式会社総数一一、三四四社の僅か一・六パーセントにすぎない一八〇社の巨大企業が資本金総額の五〇パーセントを占め、しかも巨大企業はごく少数の業種に集中する状況にまで資本の独占化、集積化が進行する<sup>(40)</sup>。

独占資本の集中化・巨大化に対し、これを制限し規制する動きが全くなかったわけではない。シュトレーズマン内閣の下で一九二三年一月二日に出された「カルテル令」は、カルテルを解散させ独占的地位一般を攻撃する権限を内閣に賦与するものであったが、実にこの権限は一度も行使されなかったし、これに基づいて一九二五年秋に経済相によって行われた価格引き下げ政策さえ全国連盟の協力なしには実行できず、一九二六年春には閣議決定によって実行不可能

として放棄されざるを得なかつた。<sup>(42)</sup>

### 3. 産業資本の独占化に対する労働組合の対応

では産業の合理化、集中化に対して労働組合はどのような態度をとつたのだろうか。

労働者階級はトラスト化の進行に全く敵対しなかつた。共産主義者たちは独占を資本主義発展の不可避の段階とみなし、それゆえ資本主義制度そのものと戦わないならば資本の集積と戦つても無益なことだと考えた。全く皮肉なことに、労働運動における改良主義派の政策も事実上たいていしてこれと違わなかつた。社会民主党と労働組合もまた集積を不可避のものだと考えた。<sup>(43)</sup>

しかし実際に合理化や資本の集中がもたらした最も顕著な変化の一つは、皮肉にも労組の弱体化であり、それは三つの点から確認しうる。第一に、技術革新、産業の規格化・合理化は技術的失業をもたらし、同時に労働人口構成の変化を余儀なくさせた。熟練労働者の解雇と同時に、非熟練、半熟練労働者（特に女性）を飛躍的に増加させ、事務労働者、書記、役員、技術監督者も増加させたが、こうした増大した労働者層は組織化が困難であつた。<sup>(44)</sup> また知的労働者やホワイトカラーは中産階級化して「大衆水準への引下げ」を望まず、これら新「中産階級」は国民社会主義へと移行した。<sup>(45)</sup> 第二に、労使間の賃金や雇用条件決定における政府の役割の増大によつて、労働者は、国家から相当のものを給付された結果、労組の魅力が薄れ、その必要性が低下した。<sup>(46)</sup> 第三にストライキの衰退がある。<sup>(47)</sup> 切迫した政治的・経済的危機の下での全国規模のストライキは常に政治化し内戦化する危険を伴う。<sup>(48)</sup> 他方、労働組合は独立しているとはいえ既に国

家との密接な関係にあり、ストライキに水を差すような心理的依存関係が形成されていた。<sup>(50)</sup> 理論的にも、労働組合は修正主義理論や「経済的民主主義」理論の立場から、政治的ストライキにきっぱりと反対していた。<sup>(51)</sup> 労働組合も政党も「無数のきずなによって国家に緊縛された官僚制的団体」<sup>(52)</sup> となったが故に大規模ストのような行動を自ら慎むエートスが定着し、ストライキを有効な活動手段として用いられなくなっていた。組合員の離脱、それに伴う資金の枯渇と失業給付の縮減という事態から労働組合は弱体化し、資金面で労組に大きく依存していた社会民主党の弱体化をも促進する。<sup>(53)</sup>

#### 4. 産業資本の独占化の背景と国家介入の増大

では急激な資本の独占・集中化を促進させた要因あるいは背景は何だったのか。第一に、一九二四年のドーズ案成立をきっかけとした国際資本の流入<sup>(54)</sup>が産業設備の合理化や拡張を可能にした側面がある。しかし同時に、社会立法による社会福祉計画すらも間接的にだが資本集中化の一翼を担ったというノイマンの指摘は、<sup>(55)</sup>二つ目の促進要因として看過してはならないだろう。というのは、社会立法の要請する高額賃金、短時間労働、優良な労働条件という雇用者側に強い新たな負担は、中小規模の企業にとっては負うのに困難な重い資金的負担であったのに対し、大企業は合理化を進めることによって多くの機械と比較的少量の労働ですむ為、過大な資金的負担を避けることができた。<sup>(56)</sup> 引き上げられた賃金と社会保険による出費の増加を埋め合わせる為の労働者数削減、改良された科学的生産方法の広範な導入による技術的解雇という二つの傾向が労働人口構成の変化と失業の増大をもたらした。<sup>(57)</sup>

しかし独占化促進の第三の、そして最大の原因は、ノイマンによれば技術革新が必要とする膨大なコストだという。<sup>(58)</sup> 新技術は開発の為に巨額の資本投下を必要とし金融的リスクは膨大であるにもかかわらず、実際に利潤増に結びつくか

否かの予断は不可能である。<sup>(59)</sup> 資本投下とリスク負担を担いうるのは必然的に強力な大企業だけであり、大企業を更なる統合・合併による拡大路線へと向かわせる動因として作用した。

大企業にとってさえ新技術開発への自発性は国家補助がどれほど得られるかにかかるとして、<sup>(60)</sup> 「技術変革の高価さと不確定性が、国家援助を不可欠なもの」とする。殊に当時の工業生産の基礎であった石炭の新たな処理法の導入が、重工業の拡大にとって死活的問題であり、かなりの額の国家補助を要した。<sup>(62)</sup>

他方、大衆や中小規模企業も国家機構による保護を求めるので、独占の側も大衆と中小企業も、国家機構の掌握が最大の課題と化す。<sup>(63)</sup> ワイマール期の議会制民主主義が十全には機能していなかったとはいえ、独占資本は要求する十分な国家援助を得られず、<sup>(64)</sup> 国家干渉は、資本の独占的地位の制限や大衆と中小規模企業の保護の為に行使された。それゆえ一九三〇年以降の政府が直面したディレンマは以下のようなようだった。

既存のカルテル組織に打撃を与え、カルテルを解散せしめ、そして物価を世界市場の水準まで引下げるか、それとも反対に消費者大衆の犠牲において既存の組織を維持するか、それらのいずれか一方を選ばねばならなかった。このディレンマは、一九三〇年から一九三三年にかけて次々と現われた政府には解決しうるものではなかった。なぜなら、それらはいずれも議会の過半数を占めていなかったからである。だから一九三〇年から一九三三年までの時期のカルテル政策は、最も矛盾した諸様相によって特徴づけられていた。<sup>(65)</sup>

一九三〇年から一九三三年までの政府による措置は、一九三一年一月八日の大統領令による一〇パーセントの価格引下げを唯一の例外として、何一つ効果的な措置はとられなかったという。<sup>(66)</sup> 現に一九三〇年七月二六日の大統領令「財政的経済的社会的困窮を除去する為の大統領令」<sup>(67)</sup> は、カルテル価格破壊やカルテルによる一定行為禁止の為の権限や、

カルテルの解散と物価引下げの促進の為に関税の廃止ないし引下げの権限を内閣に与えるものであり、額面通りなら、カルテル規制への重要な足がかりとなりうるものだったが、結果は極めて貧弱であり、解散させられたのは褐炭カルテル唯一つである。<sup>(68)</sup> その上大統領令が内閣に与えた決定的な権限、カルテル価格破壊の為に関税の廃止ないし引下げの権限は、一度も利用されなかった。<sup>(69)</sup>

## 5. ドイツ経済界の政治家代行意識

独占資本は単に集中し巨大化しただけではない。本稿の関心にとつてより重要なのは、むしろドイツ産業界が組織的に張り巡らせた権力の網の目を足場として積極的な政治活動を展開したという側面である。この点を栗原優は、「ドイツ工業全国連盟」が「次第に一つの国家内国家を形成してゆく傾向」と表現する。先に我々はドーズ案の成立にとつて「ドイツ工業全国連盟」の政治行動が決定的であった点に触れたが、これは経済界メンバーの政治家をも自ら代行し、ようとする傾向によつていわば自覚的にもたらされたものだった。

全国連盟は当初から賠償問題に関心を寄せていたが、フェーレンバハ内閣の外相には全国連盟の初代の専務幹部会員<sup>(71)</sup>であり外務省局長のヴァルター・ジモンスが赴任し、その後のヴィルト内閣では電機産業の有力者、AEG社長ヴァルター・ラーテナウが復興相、次いで外相に赴任した。<sup>(72)</sup> こうした人事上の繋がりからしても一九二二年六月二四日の外相ラーテナウ暗殺が経済界をも震撼させたであろうことは推測できる。<sup>(74)</sup> ラーテナウ暗殺から四日後の六月二八日、専務幹部会員ビュヒャーは、全国連盟理事会の席で、現下の困難な状況の克服の為に経済プログラム作成を提案、これを受けて、当時の代表的な財界人を網羅した経済綱領特別委員会が設置された。<sup>(75)</sup> 同委員会で検討されたビュヒャー構想は政府の方針と基本的に一致するものだったが、異なる点は、「彼がこれを政府に委せず経済人の手で、行おうと

いた点」だったという。<sup>(76)</sup> ビュヒャーは従来、経済界は問題点の解明、基本計画の作成、そして政治家への助言を任務とし、政治家はそこから実行可能なものを実現するという財界と政界との任務分担の考え方に立っていた。<sup>(77)</sup> しかし一九二二年四月二日のジェノヴァでの国際銀行家会議の不成功の要因は、アメリカの不参加とこの会議が政治家の支配下にあつた点にあると見て、問題の解決は「経済的な認識と国際資本の権力が指導的諸国政府の政策よりも強力になつたときにのみ」実現すると考えるに至り、従来を考えを大きく踏み越えて「経済人自身が政治家の役割を果す」という自覚が芽生える。<sup>(78)</sup>

政治への不信と危機感、そして自負心に満ちた政治家代行への自覚、これは一人ビュヒャーに限られたものではなく、全国連盟の幹部に広く共有されていたと見るべきであろう。何より賠償問題の解決の為の独自外交の展開へとシュテインネスを駆り立てたものはそうした自覚だっただろうし、ハンブルク・アメリカ航路社長クロー・ヴィルヘルムを首相として一九二二年一月に成立した「全国連盟の構想通りの内閣」といわれるクロー内閣は、大統領エーベルトへのシュテインネスの進言に発する。<sup>(79)</sup> ワイマール末期の一九三二年一月には、ラングナム・フェライン総会会場に集う「工業界の殆ど全てがヒトラーの（首相）任命を……希望する」圧倒的な状況を作り出し、他方『ドイツ一般新聞』は「国民的結集への道の第一歩」は「ヒトラーに組閣を委ねる試み」からとの論調を打ち出していたが、<sup>(80)</sup> そこでもドイツ財界人の強力な政治家代任意識が基底をなしていたと見て不当ではないだろう。

### 第3節 議会主義的〈合法性〉の衰退——指標としての立法権の三形態——

上で見たような独占資本の更なる独占化・巨大化・組織化によって凄まじいほどの規模をもつ「経済的権力」<sup>(81)</sup> が着々

と形成・確立されてきた中で、他方、法によつて国家権力を規律しかつその権力行使に正当性を付与するという意味での（合法性）の基礎としての、議会における立法権はいかなる状況にあつただろうか。

## 1. 議会立法と議会外立法様式

議会の衰退は一般的傾向として戦後のヨーロッパに共通に見られた現象だが、ワイマール共和国の連邦議会の実際の政治的権限は、憲法が与えた広範な権限と一致したことはなかつたとノイマンは指摘する<sup>(82)</sup>。国家の社会政策への介入の増大に伴う行政権行使の広範化・複雑化の故、立法府が行政権を完全に掌握・統御することが技術的に困難となり、議会が立法権を内閣もしくは官庁に委託せざるを得なくなつたという背景や、立法機構の複雑さ故に、議会は総括的な諸原則だけしか決めず、適用と執行の権限を内閣に与える傾向もあつたが、それ以上に、議会の衰退を許したのは、議会自身が立法権の独占に熱心がなすぎたことに起因するとノイマンは指摘し、その結果、「同格の三つの立法様式が肩を並べて」存在し発展してきたという。議会による立法（議会内立法）と同格の地位を占める他の二つの議会外立法様式とは、議会を経由しない・内閣による立法、及び、第48条に基づく大統領緊急令による立法であり、これら二つの方法による議会をバイパスした立法様式とその管轄領域の拡大は、そのまま議会の衰退の指標なのである。

## 2. 議会外立法様式（その一）——授権法に基づく内閣命令——

内閣による立法権は、議会が一九一九年、一九二〇年、一九二一年、一九二三年、そして一九二六年に自ら通過させた授権法によつて広範な権能委託を内閣もしくは本省上級官僚制に与えたことに基づく。第二次シュトレゼマン内閣

の下で成立した一九二三年一月一三日の授權法は、内閣に「財政、經濟、社会の各局面で得策かつ緊急と認めるような法律を制定する」権限を与え、内閣の立法権は実にドイツ議會制度誕生と時を同じくして始まっていたのである。<sup>(86)</sup>

### 3. 議會外立法様式(その2) — 第48条に基づく大統領命令 —

ではもう一つの立法様式である、憲法第48条に基づく大統領緊急令に潜む問題はいかなるものか。大統領の非常権限は基本権をも停止しうる強大な権限であるにもかかわらず、議會による事前承認ではなく、議會への事後報告のみ課され、また第50条の規定から「首相もしくは主任大臣の副署」のみが必要とされた。

憲法制定會議では、第48条の権限濫用への危惧から、全大臣の副署とライヒ議會の事前の同意の必要性を社会民主党が主張したが、共和国大統領には帝政時代とは異なる民主的基礎があり、首相や主任國務大臣の副署を必要とするのだから濫用の心配はないし、ライヒ議會の反対があれば事後に撤回されるというプロイスの反論と、<sup>(87)</sup>第5項によって大統領権限濫用を制限する法律の、将来における法的明文化が示されているという説明によって社会民主党はプロイス原案に賛成、反対したのは独立社会民主党のみだった。<sup>(88)</sup>しかしワイマール期全体を通じて第48条第5項は無視され、大統領非常権限行使に制限を設けるライヒ法律は遂に制定されなかった。<sup>(89)</sup>

また大統領緊急令を事後的に廃止する議會の権利が法律上規定されていたにしても、一度出された命令は社会的經濟的に甚大な影響を及ぼすのであり、議會がこれを廃止し、代替法案を通過させることは容易ではない。殊にワイマール期の議會には政党間の対立が多く、議會内多数派の形成それ自体が困難であつたのだから、大統領緊急令を廃止する代替法案の通過は、事実上、不可能だった。<sup>(90)</sup>

#### 4. 大統領の三大権限の一つとしての第48条

しかし大統領非常大権の問題は単に第48条の問題ではなく、ワイマール共和国政治体制における大統領の位置づけという全体像の一契機として考察されるべき問題である。二五回にわたる憲法制定会議での本会議及び憲法委員会での草案審議の大半は大統領制に関する問題に集中したが、結果的に大統領には、第48条非常大権の他に、議会解散権（第25条）、首相選任権（第53条）という強大な権限が与えられ、「議会と内閣の抗争が生じたときの中立的第三者、調停者あるいは上位者としての役割——『分銅の手』」<sup>(93)</sup>が期待されることとなり、現に三〇年代の「大統領内閣」による統治は、大統領の強大な三権限に基づいて合法化され、正当化された。

憲法制定会議では、首相選任権について、大統領による首相任免の際、各政党にどの程度拘束されるか明確化すべきだという指摘がなされた。<sup>(94)</sup> 同じく首相選任権を保持した第三共和制下のフランス大統領は、実際上は各政党の指導者、上・下両院議長、前任大臣などと協議して選任した為、議会制統治や議院内閣制の基本線が崩れることはなかったが、ワイマール憲法下では、これを制約する規定の明文化を排し、政治の実際上の運用に任せるべきだとのプロイスの主張に従う結果となった。<sup>(96)</sup>

議会解散権についても、憲法制定会議では、大統領が自分の欲する首相選任の為に議会を解散し、大統領主導の組閣がなされる濫用の危険があり、それは議会制の否定だとの反対論に対し、第50条による大臣の副署をもって十分なチェックが可能というプロイスの反論が承認された。<sup>(97)</sup>

議会の立法権限低下を象徴する、議会外立法様式の一つとしての第48条に基づく大統領緊急令公布権限は、実際は、首相選任権、議会解散権、及び、議会自ら制定した授權法との組み合わせにより補強されたのであり、緊急令は事前に

妨げられることはもとより、事後的に撤回されることは殆どなかった。<sup>(98)</sup>

## 5. 第48条による立法の実際の運用——第48条と授權法／第48条と議會解散權（第25条）——

ワイマール期の第48条に基づく大統領命令の推移は左表の通りである。<sup>(99)</sup>

一瞥してわかるのは、いわゆる安定期を迎えるまでの政治的・経済的混沌と社会不安が蔓延した一九一九年から一九二四年に集中的に出され、その数は一三五に上る。このうち最初期の数年は、第48条は軍事力による叛乱や一揆の鎮圧に用いられ政治的・社会的安定化に寄与したが、一九二二年以降は、差し迫った通貨の暴落を予防する為、外貨交換に関する多数の緊急命令が出されたのであり、いわゆる軍事力による政治的な危機回避という旧来の方法ではなく、「より一般的な行政手段」としての緊急命令<sup>(100)</sup>という行政化の特徴を帯びるようになる。実に一九二三年から一九二五年の間に出された六七の大統領令のうち、四四までが政治的・騒乱の鎮圧の故でなく、経済・財政・社会問題の為だった<sup>(101)</sup>。また社会政策に関する大統領緊急命令は多くの場合、公布の根拠を第48条と授權法の双方に置いていた。<sup>(102)</sup>

年	大統領命令
1919年	5
1920年	37
1921年	19
1922年	8
1923年	24
1924年	42
1925年	1
1926～29年	0
1930年	5
1931年	44
1932年	60
合計	245

次に第48条が多用されたのはいうまでもなく一九三〇年、共和国末期のいわゆる大統領内閣による統治が開始されてからである。大統領命令の飛躍的增加に対応するように議會での通常の立法過程を経て成立した法律は激減し<sup>(103)</sup>、一九三二年にはそれは僅か五つの法案に留まった<sup>(104)</sup>。第48条は、たとえば一九三二年のSA禁止の場合のように暴力の抑止の為に用いられた

が、何よりも税、関税、賃金に関わる政策、商業・農業問題などの経済的・財政的規制に再び用いられた。<sup>(106)</sup>

一九三〇年代の第48条の社会政策への拡大適用が二〇年代のそれと異なる点は、殆ど日常化したことである。しかし二〇年代の運用とのより重要な、決定的な相違点は、二〇年代は殆どの場合、授権法によっても併せて根拠づけられていた、従って、ライヒ議会で成立した授権法により規定され認められた範囲に制約されていたという意味で、かろうじて議会の支持に依拠していたが、三〇年代の大統領内閣の下では、議会からの支持という根拠を求めなくなったという点である。<sup>(106)</sup> 代わりに大統領の指示に依拠し、緊急令が議会で撤回された場合は、逆に、大統領の議会解散権を行使して議会を解散し、緊急令を再公布することができたのである。<sup>(107)</sup> 現にブリュニングは、異常なインフレに対応する為一九三〇年七月一六日に第48条に基づく二つの命令を出したが、その二日後、ライヒ議会は命令撤回を求める決議を二三六対二二一で可決、ブリュニングは命令を撤回したが、同時に議会を解散した。これ以降、議会解散権は繰り返し用いられる。こうして第48条に対してライヒ議会が保持していた唯一の権限は、事実上、消滅したのである。<sup>(108)</sup>

二〇年代は授権法との組み合わせによってかろうじて議会による同意という根拠に基づいていた第48条の社会政策への拡大適用は、三〇年代の大統領内閣の下、議会の同意を模索する道を放棄したばかりでなく、その貫徹の為に議会解散権というもう一つの大統領権限に依拠する形へと変質し、事実上、完全にライヒ議会のコントロールの範囲外に置かれることとなった。こうしてみると第48条は、権力行使の正当性根拠としての〈合法性〉という観点からする実際上の決定的な点は、第48条と議会解散権との組み合わせによる運用にあつたといえるであろう。

## 6. 第48条と議会解散権(第25条) —— その背景としての独占資本 ——

しかし実は、第48条が議会解散権と組み合わせられて用いられる運用の萌芽は、既に二〇年代に見出される。

一九二三年に成立した二つの授権法は、通貨の安定と労働時間規制の変更をめぐる、いずれも経済・財政・社会政策上の問題への対応であった。通貨問題については、一〇月一三日の授権法に基づくドイツ・レンテンバンク設立令発布によつて十一月五日から発行されたレンテンマルクの劇的な成功により、短期的ではあれ通貨安定が実現する<sup>(10)</sup>。しかしもう一つの八時間労働制に関しては、生産性向上の為労働時間拡大が必須とする独占資本側と、これに徹底的に反対する労働組合と社会民主党の側との対立が紛糾し、一〇月二日の社会民主党議員総会での、授権法の経済・社会政策の領域への拡大方針の否決を経て、一〇月一三日の授権法では結局、労働時間規制の問題を除外せざるを得なかつた<sup>(11)</sup>。

授権法による労働時間延長の模索が葬られると、独占資本側は一方的に労働者に労働時間延長を宣言し、労働組合に戦いを挑む<sup>(12)</sup>。一〇月六日には鉱山連盟は戦前の労働時間導入を一方的に宣言、対する労働組合側では、インフレが組合財政を逼迫させ、労働者の抵抗力を麻痺させていた為、炭鉱労働者はストライキをもって応じることができず、結局一月二十九日には坑内労働一時間延長、二月二日には坑外労働二時間延長が取り決められた<sup>(13)</sup>。

第二次シュトレゼマン内閣が一〇月二十九日、八時間労働を規定する復員令の有効期限を一月一七日までとする命令を出すと、一月一七日以降生じた法的規制の空白期を資本側が利用して労働組合を押しきり、製鉄業では二月一日、週平均五九時間労働の協定がもたらされた<sup>(14)</sup>。

この流れの中で二月三日、マルクス内閣が再び社会政策を含む広範な授権法を要求した際、社会民主党出身の大統領エーベルトは、これが議会で拒否された場合は議会を解散して第48条に基づいて発布する用意があることを政府に伝えたという<sup>(15)</sup>。大統領による議会解散の圧力の下で二月八日に成立した授権法に基づいて二月二日、大幅な例外規定を設けた新労働時間令が発布されたが、「それは既に決定していた労働者階級の敗北を確認したものに過ぎなかつた<sup>(16)</sup>」のである。

## 第4節 裁判所の政治的性格

では〈合法性〉に基づく権力行使の正当性を保障する為のもう一つの柱である裁判所は、二〇年代においてどのような状況を呈していただろうか。

法律<sup>ロウ</sup>は、一つの政治的集団を他の犠牲によって強化する為の、敵をなきものにし政治的同盟者を助ける為の道具となり、かくて、我々の文化の伝統が基礎を置く基本的な信念を脅かす<sup>(18)</sup>。

### 1. 政治裁判に見られる傾向

ワイマール期の裁判所が示した傾向は、幾つかの政治裁判の考察によって浮き彫りとなる。第一に、一九一九年にバイエルン・ソヴェット共和国が国防軍、義勇軍の進入によって崩壊した際<sup>(19)</sup>、この一揆の加担者らの裁判では少しでも関与した全てのソヴェット支持者は処罰された<sup>(20)</sup>。これに対して第二の事例、一九二〇年三月の、一二〇〇万人の労働者の力強いゼネストによって挫折したいわゆるカップ一揆<sup>(21)</sup>については、大逆罪によって告訴された七〇五名の審理完了が一九二二年五月二一日、司法省によって公表された時、驚くべきことにこの時点では誰一人として罰せられていなかった<sup>(22)</sup>。一揆の指導者カップは裁判以前に死亡していたが、それ以外の指導者、リュットヴィッツ元帥、パブスト少佐、ビショップ少佐は逃亡し、ルーデンドルフ元帥は単に偶然居合わせただけという証言を受け入れて起訴せず、カップに代

わって全市を占領したレトフ・フォルベック元帥は指導者ではなく単なる追隨者とされた<sup>(126)</sup>。

第三の裁判は、一九二三年一月のヒトラーによるミュンヘン一揆についての、翌一九二四年二月に始まった「ヒトラー裁判<sup>(127)</sup>」である。四名（ヒトラー、ペーナー、クリーベル、ヴェーバー）に五年の刑、五名（レーム、フリック、ブリュックナー、ペルネット、ワグナー）に一年三ヶ月の刑、またはやルードENDORF元帥は偶然居合わせたにすぎないという理由で釈放された<sup>(128)</sup>。また共和国防衛法第9条によって反逆罪判決を受けた居留外国人は全て国外追放とされていたにもかかわらず、ミュンヘン裁判所は「自分はオーストリア国籍を持つがドイツ人と考えている」というヒトラーの意見を受け入れ、この規定からヒトラーを除外した<sup>(129)</sup>。

これらを一瞥するだけで、いかに司法部が、右と左の双方からの共和国への攻撃に対して、右派に寛大に、左派に厳しく法を適用する政治的態度を保持していたかを見て取るのは容易である。

第四に、刑法上の「国家に対する反逆」罪の適用事例がこれに加わる。ヴェルサイユ条約によってドイツの非武装化が命じられて以降、非合法軍隊であるいわゆる「黒色国防軍」の創設を国防軍が奨励したが、これを国際的義務違反、ドイツ国法違反として自由主義者、平和主義者、社会主義者、共産主義者が批判した時、裁判所は非合法組織「黒色国防軍」を擁護し、逆にこれを批判した言論を「出版によって国家に対する反逆罪を犯した」として逮捕し、裁判にかけた<sup>(130)</sup>。更に「黒色国防軍」の中で裏切り者とされた者が暗殺（私的裁判による殺人）された場合も起訴されないか、起訴されても軽く扱われた<sup>(131)</sup>。

## 2. 「ボックスハイム文書」事件に見られる〈合法性〉の政治的含意

裁判所の政治的傾向を示すもう一つの事例は、ヘッセンで一九三一年末に明るみに出た<sup>(132)</sup>いわゆる「ボックスハイム文

書」によつてナチス党によるクーデターの陰謀が発覚した事件に、裁判所がいかに対応したかである。「ボックスハイム文書」とは、ヘッセン州のナチス党幹部らがウォルムス郊外のボックスハイム館に集まつて協議した末の申し合わせ事項が記録されたもので、そこには「従来の国家最高諸官庁を廃止し、地方自治体を掌握した後、わが党指導部が最初に発する布告」の公布と同時に、全権力がナチス党の組織へ移行すると記されている<sup>(10)</sup>。またナチス党権力者の命令に反抗した者は原則として死刑、銃器引渡し命令の後に尚それを所持する者は「裁判手続を省略してその場で即刻射殺される」と記されていた<sup>(11)</sup>。この文書の起草者は後にナチス体制の高官に抜擢された法律家ウエルナー・ベストだが、ベストは当時ナチス党のヘッセン大管区法律部長の任にあり、この文書作成の功績が認められ第二次大戦中、ドイツ占領下のデンマーク総督に抜擢された<sup>(12)</sup>。法律上、この文書に記された計画はドイツ刑法第81条、第86条の叛逆企図の準備罪に該当するものだったが、この計画は共產主義革命の場合にのみ活用するつもりだったというベストの陳述が受け入れられ、検事総長カール・ウエルナーは「叛逆罪には該当しておらず不起訴」と公言<sup>(13)</sup>、現にベストは起訴されなかった<sup>(14)</sup>。これに対し共和主義派の新聞のみならず「左翼傾向に属さないのは確かなバイエルン人民党の機関誌」<sup>(15)</sup>までも不起訴を批判し、ドイツ司法省もこの事件の予審開始を強く求めたが、成果は得られなかった<sup>(16)</sup>。

ブリューニング首相がこの事件処理を見送ってしまった時、ベルリン駐在フランス大使フランソワ・ポンセは「首相は政敵の野蛮性に太刀打ちできないほど無力な状態にあり、それゆえ、既に敗者と化した」と述べている<sup>(17)</sup>。以上のように、政治裁判や言論抑圧、「ボックスハイム文書」をめぐる事件に対する裁判所の態度が、政治的に深く規定されていたことは疑う余地がない。

政治的な法の運用はドイツ共和国の歴史における最も暗黒の頁であると結論せざるを得ない。司法的武器は着実に力を伸ばしてきた反動勢力に利用された。その上、こうした基礎の扱い方は完全な判例にまでなり、

特に法思想や裁判官の地位を変化させ、そして遂には、制定法に対する司法部の解釈の新原理（社会改良をサボタージュする為の道具としての）にまでなった。<sup>138)</sup>

しかしこの事件に見られた事態の重大性の核心は、エーリッヒ・アイクによれば、当時の官庁の対応によりむしろ、この事件に対する国民の態度にあった。アイクは以下のように述べる。

当時なお合法と違法を見分ける鋭敏な感覚を保持して生活する一国の国民であるならば、このような事件の発覚を知ると、驚愕の叫びをあげ、これら暴虐行為の使徒どもに反対し、決して味方につかないという態度をはつきりと示す結果に終わるに違いない。ところが、そういうことは全く起きなかったのだ。この叛逆陰謀の危険性を暴露した各新聞が、国民大衆に向かってその危険を詳しく説いたにもかかわらず、徒勞に終わって、ナチ党の勝利行進が妨げられることなく続くばかりであった<sup>(139)</sup>（傍点筆者）。

幾つもの共和国攻撃への司法の政治的対応を通して、裁判所の法解釈や判決の中で一定の見解が蓄積・定着したことに加え、一般の国民の合法性に対する感覚、つまり「合法と違法を見分ける鋭敏な感覚」を溶解させる不可視的な影響が深く静かに浸透していたことは容易に推察しうる。

### 3. 裁判所の違憲立法審査権をめぐる動向

ワイマール期司法の政治的性格を示すもう一つの重要な争点は、裁判所の違憲立法審査権をめぐる論争である。ドイ

ツでの裁判官による違憲法令審査権をめぐる議論は一九世紀以来の歴史をもつが、一九世紀は裁判所の法律審査は認められていなかったたので、あくまで理論の領域に留まっていた。<sup>(14)</sup>

二〇世紀に入り、ワイマール憲法制定会議（一九一九年）でも「国事裁判所法」制定過程（一九二〇～一九二一年）でも裁判所に違憲法令審査権を与えるか否かが論じられたが、見解の一致には至らず、憲法にも「国事裁判所法」（一九二二年七月九日制定）にも明文化されることなく、問題は「立法過程から、真の意味で判例及び学説に委ねられることになった」。<sup>(15)</sup> 別言すれば、立法上は裁判官によるライヒ法律の違憲審査権は認められなかつたのである。より厳密にいうと、ライヒ法律とラント法律との適合性審査権限はライヒ最高裁判所の権限とされた（ワイマール憲法第13条）が、ライヒ法律とライヒ憲法との適合性審査は、実定法上、ライヒ最高裁判所の権限とも国事裁判所の権限ともされなかつた。<sup>(16)</sup>

ではワイマール期の裁判所例はどのような動向を示したであろうか。「国事裁判所法」制定をめぐる審議が一九二〇年一月末から一九二一年一月にかけて法務委員会で行われたか、<sup>(17)</sup> 前述のように、法律の憲法適合性審査権を特定の裁判所に与えるか否かの決定がなされずに審議が終了するや否や、裁判所は次々とライヒ法律に対する裁判所の実質的適合性審査権限を承認する。その最初の判決は一九二一年三月二三日のライヒ財政裁判所判決である。これによると、一九一九年の「ライヒ公課令及び資産増加の戦時公課に関するライヒ法律」の制定手続き上の憲法適合性、及び、ライヒ憲法第151条との内容的適合性を審査し、裁判所はこれらの審査権限と義務をもつ、とその根拠を何ら示さずに判示した。<sup>(18)</sup> 続いてライヒ最高裁判所は同年四月二八日の判決で、「法律及び命令の形式的ないし実質的憲法適合性審査権限を有する」と表明した。<sup>(19)</sup> その後も一九二四年八月二一日のライヒ援護裁判所判決、一九二四年三月一日と一九二五年一月四日のライヒ最高裁判所判決は、いずれも裁判所による法律の憲法適合性審査権を承認した。<sup>(20)</sup>

これら一連の裁判所による違憲立法審査権の承認が、実体として意味していたのは何であつたのか。一言でいえば、

ライヒ最高裁判所による法令審査権行使は、所与の法令が、所有権保護を規定したワイマル憲法第153条に抵触するか否かに関わるものであり、殊に、一九二二年から二五年にかけてのインフレにおける債権の増額評価をめぐるものであった。<sup>(19)</sup> つまりマルクの価値が暴落する未曾有のインフレーションの中で、「一マルクは一マルク」の原則によって損害を蒙る債権者の利益を保護すべく、ライヒ最高裁判所は、一九二三年一月二八日判決において突如として方針転換を示し、「一マルクは一マルク」の原則を破棄、ドイツ民法第242条を援用し、金銭価値低下を信義則に沿った個別の配慮によつて補い、債権の「再評価増額」請求を正当と認めた。<sup>(20)</sup> しかしこの判決には再評価の尺度への言及がなかった為、債権者が債務者に対する主観的な増額評価の訴えを裁判所に提起する可能性を開く結果となり、何らかの再評価増額率を定める措置をとることが立法及び行政の義務となった。ライヒ参議院において「一マルクは一マルク」の原則を再建する為の法律が立案され、蔵相が授権法に基づいて増額規制の計画を準備していると報じられると、この動きを批判するライヒ最高裁判所裁判官協会の有名な声明（一九二四年一月）が発せられた。それは債権の増額評価を禁止する法律の制定を批判し、一九二三年一月二八日判決に沿った立法が行われなければ、裁判所は当該立法を違憲無効とすると警告するものであった。

この「ライヒ最高裁判所の」裁判官一同は、あたかも自らドイツ国政府及び国会よりも上級の国家機関に属するかのとき態度をとり、ドイツ国政府を脅迫する言辞を弄して、ドイツ大審院「ライヒ最高裁判所」の判断が、『立法当局者の絶対命令なるものによつて覆されること』を政府は予期すべきではない、としてい  
る。……ドイツ大審院は、予想される法律を良俗に反するものとみなし、それゆえに無効を宣告することに  
なろう、と脅したわけである。<sup>(21)</sup>

これを受けてライヒ政府は、授權法に基づき一九二四年二月一四日に「第三課税緊急令」を發布して再評価増額率を一五パーセントに固定<sup>(153)</sup>、その後、ライヒ議会が一九二五年七月一六日に「抵当権及びその他の請求権の増額評価に関する法律」を制定して増額率を二五パーセントに改訂すると、ライヒ最高裁判所は、前者の緊急令を一九二四年三月一日判決で、後者の法律を一九二五年一月四日判決で合憲と宣言した。<sup>(154)</sup>

こうしたライヒ最高裁判所を中心とした違憲審査権行使の動きが示した「露骨な政治的動き」に対する警戒感と、「ライヒ最高裁判所を中心とした裁判所に無条件の審査権を与えることに対する危惧<sup>(155)</sup>」の表れとして、二〇年代半ば頃から違憲法令審査権の「国事裁判所」への集中論が盛んとなるが、ノイマンのように、一般の裁判官の審査権も「国事裁判所」の審査権も共に否定する議論も少数説ながら存在した。<sup>(156)</sup> ノイマンは、ワイマール憲法下での「裁判官の裁量や自由な法適用」が、憲法のうたう「社会民主主義の理念及び社会的法治国家思想を切り崩す<sup>(157)</sup>」点を鋭く洞察し、「裁判官的法律審査権（国事裁判所の審査権も含んで）の政治的本質を鋭く衝いた<sup>(158)</sup>」のである。

## 第5節 結びにかえて

ここまで、二〇年代における〈合法性〉の空洞化過程を議会、及び、司法の二つのダイメンジョンにおいて跡づけてきたが、以下、三つの点を確認しておきたい。

第一は、議会主義的〈合法性〉の空洞化を推し進める主要な契機は、二〇年代に独占化、巨大化、組織化した産業資本が、特に「ドイツ工業全国連盟」が閣内において、あるいは閣外で自覚的に繰り広げた巧妙な政治行動がもたらしたという点である。<sup>(159)</sup>

第二の点は、権力行使の民主的正当性の要石である法律形成が、二〇年代において既に議会の独占物ではなく、議會をバイパスする議會外立法様式が混在し、法律の基盤が議會から議會外へと移行し、法律から授權法に基づく内閣命令、及び、第48条大統領緊急命令へと移行する過程が定着しつつあり、〈立法の行政化〉が日常化したという点である。議會立法から議會外命令へという逸脱形態の蓄積において特に重要なのは、議會外立法の内部における、授權法もしくは授權法+第48条の運用から、第48条+大統領の議會解散権(第25条)へという一見合法的に見える変化である。しかしそこには民主的正当性を担う〈合法性〉の存在根拠たる議會を離れた完全な根無し草の〈合法性〉、つまり、〈擬似合法性〉の出現という質的転換が存在していたのである。この点は第一の点と無関係ではない。〈合法性〉の質的転換を推し進めたものとして、独占資本の政治的プレザンスが決定的な位置を占めていたからである。その意味で、資本の「独占が成長すればする程、それは政治的民主主義と相容れない」という前述のノイマンの指摘は正鵠を得ている。

第三の点は、司法部の法解釈に見られた傾向である。二〇年代以来の自由法論の隆盛、制度主義的法解釈、そして裁判官による法創造<sup>(10)</sup>といった議論を背景としながら、既に見たように、裁判所は、資本側の経済的權益を確保し、労働者や債務者という経済的弱者の保護をうたう社会民主主義的傾向に対抗する為に経済的領域への介入を可能とする、〈合法性〉に装われた武器として法律の憲法適合性審査権を次々と用いたのである。ここに、経済的危機を背景として、裁判所による法解釈という〈合法性〉のデイメンジョンもまた変質しつつあったことが見て取れる。そこに、経済界から何らか具体的関与が及んでいたのかという問いが生ずる<sup>(10)</sup>。

だがより重要なのは、議會における立法によつては明文化されなかつた、従つて、議會の意思としては確立されず認められなかつた違憲立法審査権を、幾つもの裁判所が独自の解釈に基づいて唐突にも行使したこと、その上更に、議會が裁判所の意思に反する政策を提示するならば、これに無効宣告を与えるという脅しの手段として、つまり議會に對する政治的武器として、違憲立法審査権を用いたという点である。

以上の考察に基づけば、権力の民主的正当化の根拠を議会立法に置く民主的憲法の下で社会的弱者の権利擁護を定めたワイマール憲法体制は、一方で、その議会主義的〈合法性〉が、経済界の政治行動による攻撃に恒常的に晒されて議会の立法権の独占を貫徹することができず、他方、それを後押しするように、司法による法解釈によっても民主的憲法は内側から掘り崩され、文字通り、シュミットの言うような〈合法性〉の分裂状態が、政情不安期と相対的安定期を問わず、継続していたことになる。

ワイマール共和国崩壊寸前の一九三二年七月二〇日に憲法第48条の下で引き起こされたパーペン・クーデター事件に端を発する共和国最大の国事裁判<sup>(9)</sup>が、ライプツィヒの国事裁判所で同年一〇月に行われることになるが、その背景としての〈合法性〉をめぐる時代状況は以上のようなものであった。ライヒ政府が第48条に依拠して発したプロイセン・ラント政府罷免の大統領緊急命令の違憲性をめぐる訴訟は、果たしてどのような展開を辿り、いかなる問題をそこに含んでいたのか、その点の考察は別稿に譲らなければならない。

## 注

- (1) 本稿は、二〇〇三年二月三日に国際基督教大学大学院行政学研究所に提出した博士論文「カール・シュミットとヘルマン・ヘラー——「プロイセン対ライヒ」裁判を手掛りとして」第二章に修正を施したものである。
- (2) この点を詳述したものととして高橋二〇〇七、及び、高橋二〇一〇、二九一—二九三頁。
- (3) Schmitt 1931, 84.
- (4) Neumann 1944, 20. 岡本ほか訳二六頁。(以下、訳のみ表記)

- (5) コルプ一九九一、二二九頁。
- (6) 木村一九九〇、一一九頁。
- (7) 木村同上。コルプ一九九一、二二九―二三三頁。この新しい流れを象徴する記念碑的研究として一九七三年にポーフム大学で「ヴァイマル共和国における工業体制と政治発展」をテーマとして開催された国際シンポジウムの浩瀚な記録集、Hans Mommsen, Dietmar Petzina, Bernd Weisbrod (hrsg.), *Industrielles System und politische Entwicklung in der Weimarer Republik. Verhandlungen des Internationalen Symposiums in Bochum vom 12.-17. Juni 1973*, Düsseldorf, 1974. (2Bde.)がある
- (木村一九九〇、一二二頁・栗原一九九〇、一九三頁・コルプ一九九一、二三三―二四三頁・栗原一九八一、一一〇頁)。
- (8) 山口一九七三、一六一頁及び一六八頁注11。
- (9) Neumann 1944. ノイマン (1900-1954) は現ポーランド領カトヴィッツでユダヤ系職人の子として生まれ、H・ヘラーの友人でワイマル共和国の労働法の父といわれたH・ジンツハイマー教授の助手としてその影響を受けた労働法の専門家。一九二八年、建築工組合法律顧問になると同時に、ヘラーが教授として講座を担当していたベルリンのドイツ政治大学の労働法講師となり、一九三二年社会民主党の法律顧問となる。ベルリン弁護士会の一員であり、プロイセン行政裁判所や連邦経済評議会の一員として主に法曹界で活躍。一九三三年四月ナチスによって逮捕され市民権を剥奪され、五月ロンドンに亡命、ラスキに師事し、一九三六年ロンドン大学から哲学博士号を授与。同年アメリカに渡り、社会調査研究所に所属し、そこで本書を執筆した(安世舟一九八三、六八七頁注10及び「訳者あとがき」ノイマン『ビヒモス』四九八―四九九頁)。
- (10) 栗原一九九〇、一九四頁、傍点筆者。
- (11) 栗原同上。「」挿入及び傍点は筆者による。
- (12) ノイマンにおいて萌芽的に見られる、しかし決定的に重要なこうした研究視角が、後に本格的に、そして独自に収集した豊富な原史料の分析に基づいて展開された浩瀚な大著が栗原優『ナチズム体制の成立』(栗原一九八二)であり、それは「独占資本内の路線対立を軸に共和国の解体を分析した」という意味から「注目すべき業績」とされ「共和国史の検討に当たって必ずふまえるべき位置を占めている」といわれる(木村一九九〇、一二〇頁)。栗原によれば、「ワイマル共和国末期のナチズム体制への移行過程における経済界の政治行動の解明」という本書の目的を、「ブラッターの大著を克服するこ

とを通じて達成しようとした」というが、その眼目は以下の点にあつたという。すなわちブラッハーの研究 (Bracher1971) が『ワイマル共和国の解体』を明らかにしようとするのみで、それが同時に『ナチズム体制の成立』を説明するものになつていない」が、この弱点は「国家権力の理解」に由来するという。つまり栗原の分析のブラッハーに対する優越は、ブラッハーの分析があくまで政党中心であるのに対して、栗原は「経済界の政治行動、あるいは政治権力としての独占資本を分析の中心に据えた」(傍点筆者) 点にある(栗原一九八一、(i)〜(ii))。西川正雄は「ヒトラーの政権掌握」(西川一九六七)において、ドイツ産業研究所がヒトラー政権掌握三〇周年に際して小冊子を出し「ヒトラーを政権につけたのは財界だというのは『伝説』である、と主張した」のに対して、「ドイツ労働総同盟が直ちに反駁を加えた」ことを伝え、「それが『伝説』ではないのは本稿の分析からも明らか」だと指摘する(同上九七頁)。栗原は更に踏み込んでワイマル崩壊とナチズム体制成立に対するドイツ経済界の決定的な責任を周到に証明したといえよう。栗原の「ドイツ経済界」の定義については栗原一九八一、二一三―二二五頁。

(13) この点についての非公刊の多数の原史料に基づいた歴史的検証は栗原一九六八参照。「ドイツ工業全国連盟」については後述(第二節2.参照)。

(14) Bracher1956, 248-249. 山口一九七三、一六五―一六六頁。

(15) Neumann1944, 14. 訳二二頁、傍点筆者。ブラッハーの分析には独占資本の政治的プレゼンスという視点が欠落しており、その権力理論には、国家権力を「独占資本・高級官僚等の支配権力たる議会、外権力と、統治権力である議会、主義権力との相互関係においてとらえる視点」が欠落していると栗原は指摘する(栗原一九八一、一一一―一一四頁、傍点筆者)。

(16) Neumann1944, 13-14. 訳二二頁。「」挿入と傍点は筆者。

(17) 正式には「一九一九年八月一日制定のドイツ国憲法」と称する。訳はカール・シュミット『憲法論』(阿部照哉・村上義弘訳) みず書房一九八九所収「巻末付録」四四七―四七二頁参照。以下、「巻末付録」と略記。

(18) Neumann1944, 9. 訳一八頁(傍点筆者)。

(19) Ibid., 404. 訳三四七頁。ノイマンによれば、生産手段の所有者としての雇用者は、従来は工場規則を制定(立法者)し、人を雇用し解雇し(行政者)、工場規則違反を罰する(唯一の裁判官)という意味で三権全てを行使する独裁者であつた (ibid., 403, 406. 訳三四六―三四七頁、三四八頁)。

- (20) *Ibid.*, 11-12. 訳一九頁。栗原一九八一、一九二頁以下、及びアイク一九八六、五五以下参照。
- (21) 経営評議会の構成員は、労働組合が互いに競い合つて出す候補者名簿から、国家ないし雇用者の影響なしに比例代表制原理に則つて秘密投票によつて選出される (*Ibid.*, 406. 訳三四八頁)。形式的には経営評議会は労働組合から独立していたが、その職務遂行には絶えず労働組合の援助を求め、他方、労働組合のほうでも最高労働時間法の実施などで評議会に依存した (*Ibid.*, 406-407. 訳三四九頁)。
- (22) 団体協約が、直接的には雇用者と組織労働者との間だけに効力を発するという制約の故に、雇用者が非組合員のみを雇う危険に対して、協約を、当該産業ないし商業の全体にまで拡張する権限が労働大臣に与えられ、この権限は一九三二年までしばしば行使された (*Ibid.*, 407. 訳三四九頁)。
- (23) *Ibid.*, 406-407. 訳三四九頁。仲裁委員会は一九二七年の法律により労働裁判所となり、その第一審、第二審、第三審はそれぞれ一人の裁判官と、労組、雇用者連合会の同数の代表者から構成された (*Ibid.*, 409. 訳三五〇頁)。
- (24) *Ibid.*, 408. 訳三五〇頁。但しホワイトカラーと肉体労働者とは社会保険給付は前者が高額で、また解雇予告期間は前者のほうが長かつたというように社会立法上異なる取り扱いを受けた (*Ibid.*, 411. 訳三五二頁)。
- (25) *Ibid.*, 407-408. 訳三四九-三五〇。
- (26) *Ibid.*, 409. 訳三五〇-三五二頁。
- (27) *Ibid.*, 235. 訳一一一-一二二頁。
- (28) *Ibid.*, 240. 訳一二三頁。「ドイツ雇用者団体連合会」は、工業におけるあらゆる雇用者団体の為の統一的機関として下部団体に忠告を与えたり、労組に対抗する共同の政策を推進したり、ストライキ保険組合によつてストライキに対抗する財政保護を与えた (*Ibid.*, 240. 訳一二三頁)。
- (29) *Ibid.*, 235. 訳一一一頁。
- (30) *Ibid.*, 235-237. 訳一一二-一二三頁。
- (31) *Ibid.*, 236. 訳一一二頁。
- (32) *Ibid.*, 236-237. 訳一一二-一二三頁。栗原一九六八、一頁。合併前の二つの組織は第一次大戦まで対立関係にあったが、第一次大戦中は合体して「ドイツ工業戦時委員会」として行動していた (*Ibid.*, 237. 訳一二三頁、栗原一九六八、一頁、同

一九八一、一八七頁以下)。

(33) 栗原一九六八、一頁。

(34) 全国連盟傘下の地域団体のうち最も重要なのは、ドイツ最大の工業地帯であるルール地方を中心としたラングナム・フェラインであつた点について栗原一九八一、二〇一―二〇二頁。栗原によれば、一九三二年一月二三日のラングナム・フェライン総会は「強力な国家における健全な経済」というスローガンの下でパーペン内閣の国家改造計画の全面的支援を行うことを予定していたにもかかわらず、一月一七日のパーペン内閣総辞職を受け、それまで総会の講演者に予定されていたパーペンあるいはガイルが急遽カール・シュミットに変更された(栗原同上、四六九―四七〇頁)。こうした経緯によつてラングナム・フェライン総会で行われたシュミットの講演が、C. Schmitz, *Gesunde Wirtschaft im starken Staat, in: Langnamverein* (1932), 21-26である。しかもこの講演者変更の背後で、ドイツ重工業界の支持がパーペンからヒトラーへと一転して移る状況変化が起きていた事実(栗原一九八一、四六九―四七〇頁)は興味深い。つまりドイツ重工業界は一月初めまでは基本的にパーペン内閣を支持しており、『ドイツ一般新聞』は一月一四日までは「ナチ運動の政権への参加」を唱えるに留まっていたが、一八日には「国民的結集への道の第一歩」は「ヒトラーに組閣を委ねる試み」によつて開始すべきだとあからさまに主張するに至つたという(栗原一九八一、四六九―四七〇頁)。

(35) Neumann 1944, 237. 訳二二三頁。

(36) たとえばカルテルの理事が同時に雇用者連合や市町村ないしラントの「業種別連合」の理事を兼任するなど (ibid., 235. 訳二二三頁)。

(37) Ibid., 15, 237. 訳二二頁、二二三頁。

(38) 第一次大戦前には原料部門に限られていたカルテルは、戦後は加工部門を含むあらゆる業界に普及し、数の上でも飛躍的に増大(一九〇〇年に三〇〇であったが一九二四年には一五〇〇)していたが、全国連盟は直接の会員としていた主要な二五〇のカルテルを通じて二〇〇〇のカルテルを掌握していた。これらを基礎として全国連盟は一九二九年、カルテル局事務執行委員会(五七名)と拡大委員会(二八九名)を設置し、事務局としてカルテル局を置いた(栗原一九八一、二二六頁)。

(39) Ibid., 237. 訳二二三頁。

- (40) 栗原一九八一、二一九―二二〇頁。
- (41) Neumann1944, 16. 訳二三頁。
- (42) 栗原一九八一、二二七頁。
- (43) Neumann1944, 15. 訳二三頁。
- (44) *Ibid.*, 17, 411-413. 訳二三頁、三五二―三五四頁。
- (45) *Ibid.*, 410-411. 訳三五二―三五三頁。
- (46) *Ibid.*, 411. 訳三五二頁。
- (47) *Ibid.*, 411. 訳三五二頁。
- (48) *Ibid.*, 17, 411. 訳二三頁、三五二頁。
- (49) *Ibid.*, 17, 411. 訳二四頁、三五二頁。
- (50) *Ibid.*, 412. 訳三五二頁。
- (51) *Ibid.*, 17. 訳二四頁。
- (52) *Ibid.*, 412. 訳三五二頁。
- (53) *Ibid.*, 408. 訳三五〇頁。
- (54) 主としてアメリカ資本のドイツ流入である(成瀬一九八七、二〇六頁)。
- (55) Neumann1944, 15, 410. 訳二三頁、三五二頁。
- (56) *Ibid.*, 410. 訳三五二頁。
- (57) *Ibid.*, 410. 訳三五二頁。
- (58) *Ibid.*, 277. 訳二四四頁。
- (59) *Ibid.*, 259-260, 277. 訳三三〇頁、二四四頁。
- (60) *Ibid.*, 259-260, 277. 訳三三〇頁、二四四頁。
- (61) *Ibid.*, 280. 訳二四六頁。
- (62) *Ibid.*, 277. 訳二四四頁。

- (63) Ibid., 260. 訳 1130頁。
- (64) Ibid., 260, 278. 訳 1130—1131頁、1144—1145頁。ドイツ産業独占体による国家援助の要求は、ナチス国家によって初めて満たされた (Ibid., 278. 訳 1145頁)。
- (65) Ibid., 261. 訳 1131頁。
- (66) Ibid., 261—263. 訳 1131—113頁。
- (67) ブリュニング政府の下でのこの大統領令は、発布直前に「経済を損なう価格拘束の防止」の為のカルテルに関する条項が追加されたものだが、この新しいカルテル令の規定自体は一九二三年一月二日のカルテル令より一段と強力であった (栗原一九八一、三三五頁)。
- (68) Ibid., 261—262. 訳 1131—1132頁。
- (69) Ibid., 262. 訳 1132頁。
- (70) 栗原一九八一、二二六頁 (傍点筆者)。栗原は、「国家内国家化の傾向」には、一、「経済政策の一部を国家の領域から奪って自らの内部で執行しようとする傾向」、二、「国家の政策決定過程に支配的な影響力を及ぼしてゆこうとする傾向」の二つの側面があるとし、この二傾向は相補的関係にあるが、第一の側面が中心となるのはナチス体制においてであり、ワイマール期は第一の側面は萌芽的であり、第二の側面が中心だったと分析する。ワイマール期に見られた第一の側面の中心は、カルテル政策と通商政策の分野だという (栗原同上)。
- (71) 専務幹部会員とは戦前にはなかった制度で、事務局長の上に立つて事務局全体を指揮すると共に、幹部会員の一人として全国連盟の政策決定に参加する役職で、高級官僚がこれに当てられた (栗原一九八一、二〇六頁)。ジーモンズが外相となった後の専務幹部会員には外務省の局長ヘルマン・ビュヒャーが就任している (栗原同上)。
- (72) 栗原一九六八、二頁、同一九八一、一九四、二〇六、二四二頁。
- (73) 全国連盟と歴代内閣の閣僚との人的繋がりは氷山の一角にすぎない。詳細はワイマール期の全内閣の主要閣僚が「全国連盟」加盟の主要な独占体、及び、各政党のどれに属していたかを網羅的に示した「表25…主要閣僚の出自」(栗原一九八一、二四二頁) 参照。更に経済界と政界との人的繋がりの一般的概観を与えるものとして「付表II…経済界関係議員リスト (一九二四—一九二八)」(同巻末一四頁) 及び「表23…ドイツ経済界と政党」(同二三三五頁) も参照。

- (74) ラーテナウ暗殺は全国連盟がドイツ経済の再建プログラムを独自に検討し始める直接の動機であったように思う、と栗原は述べる(栗原一九六八、二頁)。
- (75) 栗原一九六八、二頁。
- (76) 同上、傍点筆者。
- (77) 同上。
- (78) 栗原一九六八、二二三頁。ビュヒャーは「アメリカのみがヨーロッパの生産機構を再建する能力と権力を持っている」としてアメリカ資本への強い期待を抱いていた(同二頁)。
- (79) 栗原一九六八、五頁。
- (80) 栗原一九八一、四六九―四七〇頁。
- (81) Schmitt 1931, 81. 訳一七頁。シュミットは「経済的な優越的地位の濫用に対して」公布された一九二三年一月二日のカルテル禁止令それ自体が、「経済的権力」の概念と存在を国家と法律が認めていることの一つの象徴だとみなす。
- (82) Neumann 1944, 24. 訳一九頁。
- (83) *Ibid.*, 24-25. 訳一九頁。
- (84) *Ibid.*, 25. 訳二〇頁。
- (85) *Ibid.*, 25. 訳二九頁(傍点筆者)。
- (86) 一九二三年一月一三日の授權法に基づく内閣命令には、工場閉鎖に関する命令、ドイッチェ・レンテンバンク創設に関する命令、通貨統制に関する命令、所得税法修正に関する命令、カルテル及び独占に対する統制を導入する命令などがあり、一九二〇年から二四年末までの五年間に出された議会による制定法は七〇〇であるのに対し内閣命令は四五〇だった(*ibid.*, 25. 訳一九―二〇頁)。
- (87) 田中一九七四 a, 二三八頁。
- (88) 同上、二四〇頁。
- (89) 同上、二三八―二四〇頁
- (90) 同上、二四〇頁。

- (91) Neumann1944, 25-26. 訳三〇頁。
- (92) 田中一九七四 a、二一八—二二四頁。
- (93) 同上、二二〇頁。
- (94) 同上、二二二頁。
- (95) 同上、二二〇—二二二頁。
- (96) 同上、二二二頁。
- (97) 同上、二二二頁。
- (98) ライヒ議会が第48条に基づく大統領の緊急命令の事後撤回を求めたのは、一度だけだった (Boldt1971, 91)。
- (99) Boldt1971, 90 (FN 1) & 94より作成。
- (100) Ibid., 90.
- (101) Ibid., 90.
- (102) Ibid., 91.
- (103) 一九三〇年から一九三二年までに比較的に重要ではない二九の議会法が成立したのに対して、一〇九の大統領緊急令が出された (ibid., 92)。
- (104) Ibid., 94. 田中一九七四 a、二五二—二五三頁。
- (105) Ibid., 92.
- (106) Ibid., 92-93.
- (107) Ibid., 93.
- (108) Ibid., 93.
- (109) 栗原一九六八、九頁。
- (110) 労働時間規制をめぐる社会民主党 (議員団を含む) と社会民主党の閣僚との間には分裂があった。党機関誌 *Vorwärts* は、労働組合の労働時間延長反対を繰返し伝え、九月一日の社説では「最も重要な社会的獲得物の一つである八時間労働日を再び廃止しようとする考えはいかなるものでも党派を問わず全ての労働者の最も決定的にして最も明白な抵抗に出会う

- であろう」と述べ、「八時間労働日の下での生産性向上を！」をスローガンに掲げた（栗原一九六八、一〇頁）。これに対し第一次シュトレーゼマン内閣に社会民主党から入閣していた閣僚らは、蔵相として入閣していたヒルファーディングをはじめ八時間労働の延長を原則的に承認しており、復興相兼副首相のシュミットに至っては、労働時間問題が大衆的に討議されることを恐れて「まさにこの問題においては多くを議論せずに行動すべき」と希望したという（同上）。
- (111) 社会民主党の閣僚らによる必死の説得工作にもかかわらず、一〇月二日深夜に及ぶ社会民主党議員総会は六一対五四の僅差で、授権法に経済・社会政策の領域を含めることを拒否した。それは、この社会民主党議員総会においてドイツ労働組合総同盟がもたらした、労働時間法問題に関するいかなる歩み寄りも拒否するという決議の影響下で行われた（栗原一九六八、一〇頁）。
- (112) 栗原一九六八、一〇頁。
- (113) 独占資本側のこの問題をめぐるもう一つの模索として、シュティンネスによる連合国の了解の下での十時間労働を労働者に強要する為の計画があつたが、これは未遂のまま失敗に終わった（栗原一九六八、一〇―一一頁）。
- (114) 栗原一九六八、一一頁。
- (115) 同上。
- (116) 栗原一九六八、一一頁。
- (117) 同上。
- (118) Neumann1944, 21. 訳二六頁。
- (119) 成瀬一九八七、一九〇―一九二頁。Neumann1944, 21. 訳二六頁。
- (120) Neumann1944, 21. 訳二六―二七頁。宣告された刑と処罰者数は、重禁錮刑四〇七名、禁錮刑一七三七名、重労働六五名という大掛かりなものだった。
- (121) 成瀬一九八七、一九六頁。
- (122) Neumann1944, 21―22. 訳二七頁。四一二名は一九二〇年八月四日の恩赦法が適用され、一〇八名は死亡などの理由で立ち消えとなり、一七四名はあえて言及されず、一一名は審理未了だった。審理未了者のうち有罪判決が下されたのは一件のみ、フォン・ヤーゴウ元ベルリン警察署長に五年の徳義上の謹慎が言い渡されたが、プロイセン・ラントがヤーゴウの恩

- 給を取り消した時、連邦最高裁判所はそれを復活するよう命じたという (ibid.: 21-22: 訳二七頁)。
- (123) Neumann1944, 22. 訳二七頁。
- (124) Ibid.: 22. 訳二七頁、成瀬一九八七、二〇〇一-二〇一頁。
- (125) Ibid.: 22. 訳二七頁。
- (126) Ibid.: 22. 訳二七頁。
- (127) Ibid.: 22. 訳二七-二八頁。
- (128) Ibid.: 23. 訳二八頁。
- (129) ノイマンはこの陰謀発覚を一九三二年としている (Neumann1944, 23. 訳二八頁) が、実際には、一九三二年一月二五日のヘッセン州議会選挙の直後に、この選挙で一議席から二七議席へと議席を飛躍的に増加させたナチス党の党内紛争をきっかけとして、一九三二年一月末にナチス党所属同州議会議員シェーファー博士がフランクフルト・アム・マイン市警視總監に提出した一種の怪文書、「ボックススハイム文書」に端を発する (アイク一九八九、七九-八二頁)。
- (130) アイク一九八九、八〇頁。
- (131) 同上、傍点はアイク。
- (132) 同上、八一頁。
- (133) 同上。ウエルナーがナチスによるクーデター計画を黙殺し不起訴としたのはこの事件が初めてではない。一九二六年にプロイセン州警察によって探知された「立憲政体の転覆、独裁制の樹立を目的とする反乱計画」(アイク一九八四、三三二頁) は、プロイセン州政府が反逆罪の公訴手続の為容疑立証材料を検事総長に提出したにもかかわらず、ウエルナーは起訴を拒否した (アイク一九八四、三三二頁)。また、一九二九年三月にヒトラーが国防軍向け煽動を意図する演説をしてそれを党機関誌『フェルキツシャー・ベオバハター』に掲載、国防軍青年将校に広く配布した際、危機感を強めたプロイセン州内務省がこの演説を分析した公式報告書をウエルナーに提出したが、この時もウエルナーは何らの対抗措置をとらず黙殺した (アイク一九八六、三六六-七頁)。ナチ党はヒトラー政権掌握後に「ウエルナーはまだワイマル共和国の公務員だった時代に既にナチ党員だった、と憚ることなく発表した」(アイク一九八四、三三二頁)。
- (134) アイク一九八九、八一頁、Neumann1944, 23. 訳二八頁。

- (135) アイク一九八九、八一頁。
- (136) 同上。
- (137) 同上、八二頁。ボンセによる後年の著書『一大使の思い出』（パリ一九四六年）の記述からのアイクによる引用。
- (138) Neumann1944, 23. 訳二八頁。
- (139) アイク一九八九、八二頁。
- (140) 畑尻剛は一八六三年の第四回ドイツ法律家会議 (Deutscher Juristentag) マインツ大会に提出されたこの問題をめぐるシュトゥーベンラオホ（狭義の形式的審査権論）、グナリスト（広義の形式的審査権論）、ヤークエス（実質的審査権論）による三つの鑑定意見についての詳細な検討により、後のワイマール期に議論される基本的な四つの理論型（畑尻によれば憲法制定会議において既に見られた四つの型とは、①審査権肯定（一般の裁判所の審査権肯定）・集中論（特別裁判所論）…プロイス、カツェンシュタイン、②審査権肯定・非集中論…デューリンガー、コーン、③審査権否定・集中論…アプラス、ジンツハイマー、④審査権否定・非集中論・カールである）の原型が既に形作られていたと論じる（畑尻一九八八、一〇一—一五二頁、傍点原著者）。
- (141) Neumann1944, 445. 訳三七九頁。
- (142) 畑尻一九八八、五二—一五六頁。
- (143) 同上、七七頁。
- (144) 同上、七九頁、傍点筆者。
- (145) 同上、七五頁。
- (146) 同上、七九—八〇頁、傍点筆者。
- (147) 同上、八〇頁。
- (148) 同上、八一—八四頁。
- (149) Neumann1944, 445—446. 訳三七九頁、傍点筆者。
- (150) 畑尻一九八八、八一頁。
- (151) アイク一九八四、一〇六—一〇七頁、畑尻一九八八、八一—八二頁。

(152) アイク一九八四、一〇八頁。最高裁判所の声明の結果、何百万件にも上る債権増額請求権行使がなされた。この最高裁の態度表明ほど強く国民に「煽動作用を及ぼし得たものはない」(アイク一九八四、一一〇頁)。

(153) 再評価基準を一五%とする政府の規制に対し、数カ所の裁判所はこの法令の無効宣告により法令を無視する行為に出た(アイク一九八四、一一〇頁)。

(154) 畑尻一九八八、八一―八二頁、アイク一九八四、一一〇頁。

(155) 同上、八四頁、傍点筆者。

(156) 同上、一二五頁以下。

(157) 同上、一四二頁。

(158) 広渡一九八六、三三二頁、畑尻一九八八、一四二頁、傍点筆者。

(159) これはシュミットの言葉でいえば「経済的権力」の確立という状況である。シュミット自身と「経済的権力」との近親性を示すものとして前出注34参照。シュミットの「経済国家論」「経済制度論」については山下一九八六、一八五頁以下及び船田一九七六、三一頁以下参照。

(160) 法実証主義の法解釈に見られる一般性、形式的合理性の原則が、産業資本の独占的地位を脅かすものとなったという指摘、また法実証主義に対抗する諸学説(自由裁量学説(Freirechtsschule)や制度(Anstalt)主義、現象学派など)と独占資本主義との密接な関連についての指摘はNeumann1944, 446-458, 訳三七九頁以下。

(161) しかしライヒ最高裁判所の一九二三年一月二八日判決に見られる突如として、もたらされた方針転換が何によって生じたのかという点については、アイクも畑尻も語っていない。更にドイツ経済界の政治行動を詳細な実証的研究によって明らかにした栗原の研究においても、債権債務の計算基準をめぐる裁判所の態度表明には触れておらず、そこにドイツ経済界からの働きかけがあったか否かは不明である。

だが栗原によれば、債権債務の決済の計算基準をめぐる動きは、裁判所の方針転換に先んじてドイツ工業全国連盟が取り組んでいた。一九二三年のマルクの暴落という事態の中で、ドイツ工業全国連盟カルテル局は、金計算を基準としたマルクの計算基準の統一に乗り出し、一九二三年八月二〇日の時点で一ドル＝四・二金マルクと定められた。金計算が企業側に一般化し、他方、大部分の工業部門では八月中旬頃には労働賃金は紙幣マルクではなく金基準の賃金が支払われるよ

うになった。こうして事実上、紙幣マルクは存在価値を失い、一九二三年一月二五日にレンテンマルクが発行される。レンテンマルクは、その原案だった「ライ麦マルク」（農業界を代表するヘルフェリヒ案）に代わって金価値を基礎とすることとされた。栗原は、劇的な成功を取めたレンテンマルクの「奇跡」の真の原因は、自由主義時代とは異なった「経済の組織化時代の経済界の行動の意識性に求められる」べきだという。つまり「その発行前に経済界は金計算によってその基礎を与えていたし、レンテンマルク自体が経済界の組織によって作り出され、その流通が保障された」と（以上、栗原一九六八、七一九頁）。この通貨改革によって新通貨と旧通貨の交換レートは、一レンテンマルク＝一兆紙幣マルク（一九二三年一月二〇日）という天文学的交換率となり、旧紙幣マルクを握っていた人々にとつては全額没収を意味した（アイク一九八四、七〇頁）。新通貨発行直後の裁判所の方針転換が、新レンテンマルクと旧紙幣マルクとの悲劇的交換レートに対する反応として表明されたのは確かであろう。

(162) その訴訟記録は Brecht 1976 「山下訳『クーデタを裁く』」。また山口一九七三、山下一九九一、高橋二〇一〇参照。

## 参考文献

- アーレント、ハンナ一九九七『イェルサレムのアイヒマン——悪の陳腐さについての報告』（大久保和郎訳）みすず書房  
アイク、エーリッヒ一九八三『ワイマル共和国史Ⅰ』（救仁郷繁訳）ペリかん社  
一九八四『ワイマル共和国史Ⅱ』（救仁郷繁訳）ペリかん社  
一九八六『ワイマル共和国史Ⅲ』（救仁郷繁訳）ペリかん社  
一九八九『ワイマル共和国史Ⅳ』（救仁郷繁訳）ペリかん社  
阿部照哉一九六二『ワイマル憲法下の統治機構——議会主義を中心として』『法學論叢』第七〇巻第六号、京都大学法学会  
奥平康弘一九六八『ドイツの『基本権』概念——その成立にかんする若干の考察』東京大学社会科学研究所編『基本的人権 3

歴史Ⅱ』東京大学出版会

姜 尚中二〇〇三『反ナショナリズム——帝国の妄想と国家の暴力に抗して』教育史料出版会

木村 靖二一九九〇『第二部5. ヴァイマル共和国』西川正雄編『ドイツ史研究入門』東京大学出版会

栗原 優一九六八『ドイツ工業全国連盟とドーズ案の成立』『歴史学研究』第三三二号、青木書店

一九八一『ナチズム体制の成立——ワイマル共和国の崩壊と経済界』ミネルヴァ書房

一九九〇『第三部』独占資本主義とナチズム』西川正雄編『ドイツ史研究入門』東京大学出版会

古賀敏太・佐野誠編訳二〇〇〇『カール・シュミット時事論文集——ヴァイマル・ナチズム期の憲法・政治論議』風行社

コルプ、エバーハルト一九九一『ワイマル共和国史——研究の現状』（柴田敬二訳）刀水書房

斉藤秀夫一九六三『裁判官論』一粒社

清水 誠一九七一『ドイツ・ワイマル共和制を守ろうとした法律家のたたかい』『法律時報』第四三巻第七号、日本評論社

一九七八『ファシズムへの道——ワイマル裁判物語』日本評論社

シュクラー、ジュデイス二〇〇〇『リーガリズム——法と道徳・政治』（田中成明訳）岩波書店

高橋愛子二〇〇七『合法性』をめぐる二つの次元——法と政治の間についての一試論』『聖学院大学総合研究所紀要』第三九号、

聖学院大学総合研究所

二〇一〇『合法性』と〈状況適合的擬似合法性〉の間——「パーペン・クーデター」事件から「国事裁判」へ』『聖学

院大学総合研究所紀要』第四七号、聖学院大学総合研究所

田中成明一九八一『合法性』に関する法理学的考察』『現代の法哲学・井上茂教授還暦記念論集』有斐閣

一九八四『現代法理論』有斐閣ブックス

一九九三『法的空間——強制と合意の狭間で』東京大学出版会

田中 浩一九七四 a 『大統領の独裁とワイマル共和国の崩壊——憲法第48条第2項（緊急命令権・非常権限）をめぐる』、カール・シュミット『大統領の独裁』（田中浩・原田武雄訳）未來社

一九七四 b 『カール・シュミット——全体国家論の思想構造』田口富久治・田中浩編『国家思想史（下）・現代』青木書店

一九八八「カール・シュミット考——知識人と政治」『思想』第七七四号、岩波書店

中道 寿一九八九『ワイマールの崩壊とC・シュミット——シュミット研究序説』三嶺書房

成瀬 治・黒川 康・伊東孝之一九八七『ドイツ現代史』山川出版社

成瀬 治一九八八「ジャン・ボダンにおける『国家』と『家』」『絶対主義国家と身分制社会』山川出版社

西川正雄一九六七「ヒトラーの政權掌握——ファシズム成立に関する一考察」『思想』第五二二号、岩波書店

西川正雄編一九九〇『ドイツ史研究入門』東京大学出版会

ノイマン、フランツ一九七七『民主主義と権威主義国家』（ヘルベルト・マルクーゼ編、内山秀夫・三辺博之他訳）河出書房新

社

畑尻 剛一九八八『憲法裁判研究序説』尚学社

平島健司一九八九『ワイマール共和国の崩壊』東京大学出版会

広渡清吾一九八六『法律からの自由と逃避——ヴァイマル共和制下の私法学』日本評論社

船田正之一九七六「ドイツ『経済制度』理論史（5）」『国家学会雑誌』第八九卷第一・一二号、哲学書院

丸山眞男一九九五「政治の世界（一九五二年）」『丸山眞男集第五卷』岩波書店

ペンヤミン、ヴァルター一九九五『暴力批判論』（野村修編訳）岩波文庫

宮田光雄一九七三「ワイマールの死の教訓——ドイツ精神と西欧の問題」『すばる』集英社

安 世舟一九八三「ヘラーとラスキ——国家正当化論に現れた独英社会民主主義国家論の特質」『政治学と現代世界』御茶の水書

房

一九八八「カール・シュミットはワイマール共和国の擁護者であったか」『思想』第七七四号、岩波書店

安 世舟・山口利男編訳一九八九『ワイマール共和国の憲法状況と国家学——H・ヘラー、C・シュミット、H・ケルゼン間の

論争とそのボン共和国への影響』未來社

山口 定一九五八「ワイマール共和国における議会主義政治体制」（1）（2）『立命館法学』第二四・二五号、立命館大学人文科

学研究所

山口利男一九六七「Mithbürgerの概念——西ドイツにおける政治教育論の一課題」『名古屋大学法政論集』第四一号、名古屋大学

法学部

一九七一「ヘルマン・ヘラーにおける抵抗権の思想」『名古屋大学法政論集』第五三号、名古屋大学法学部  
一九七三「国家学の危機とヘルマン・ヘラー——『7月20日事件』の裁判過程を中心に——」日本政治学会編『危機状況と政治理論』岩波書店

山下威士一九八六『カール・シュミット研究——危機政府と保守革命運動——』南窓社

一九九一「1932年7月20日事件・覚書」菅野喜八郎教授還暦記念論文集・憲法制定と変動の法理』木鐸社

一九九二a「1932年国事裁判所におけるカール・シュミット」『法政理論』第二五卷第二号、新潟大学法学部

一九九二b「1932年国事裁判所におけるヘルマン・ヘラー」『時岡弘先生古稀記念論文集・人権と憲法裁判』成文堂

山田 晟一九八九『ドイツ法律用語辞典』大学書林

吉田輝夫一九五九「ワイマール・デモクラシーとファシズムについての研究ノート——K・D・ブラッヒャーの紹介に寄せて」

『歴史評論』第一〇九号、丹波書林

ローゼンシルク、アルトウール一九七〇『ヴァイマル共和国史』（吉田輝夫訳）東邦出版社

Bay, J., Der andere 1972, "20. Juli" — Papens Staatsstreich — eine Meilenstein auf dem Wege in die Diktatur, in: *Die Zeit*, vom 21. Juli 1972.

Boldt, Hans 1971, Article 48 of the Weimar Constitution, its historical and political implications, in: Anthony Nicholls & Erich Matthias eds., *German Democracy and the Triumph of Hitler: Essays in Recent German History*, George Allen & Unwin Ltd., London, 79–97.

Bracher, Karl Dietrich 1956, Der 20. Juli 1932, in: *Zeitschrift für Politikwissenschaft*, Jg.3

——— 1957, Diktatur, in: *Staat und Politik* (Hg. E. Fraenkel und K.D. Bracher), Fischer Bücherei, Frankfurt a.M.

——— 1971, *Die Auflösung der Weimarer Republik, Eine Studie zum Problem des Machtverfalls in der Demokratie* (1955), 5. Aufl., Ring-Verlag, Schwarzwald.

- Brecht, Arnold (Hg.) 1976, *Preußen contra Reich vor dem Staatsgerichtshof*, Verlag Detlev Auvermann K.G., Glashütten im Taunus. 「山下威士訳編『クーデタを裁く——1933年7月20日事件法廷記録』尚学社、二〇〇三年」
- D'entreves, Alexander Passerin 1969, *The Notion of the State: An Introduction to Political Theory*, Oxford University Press, reprinted. 「石上良平訳『国家とは何か——政治理論序説』みすず書房、一九八九年」
- Heller, Hermann 1927, *Die Souveränität. Ein Beitrag zur Theorie des Staats- und Völkerrechts*, zuerst bei Walter de Gruyter, Berlin und Leipzig, in Beiträge zum ausländischen öffentlichen Recht und Völkerrecht (Hg. Viktor Bruns), Heft 4, auch in: *Gesammelte Schriften II* (Hg. C. Müller), J.C.B. Mohr, Tübingen, 1993. [以下GSと略記], 31–202. [大野達司・住吉雅美・山崎充彦訳『主権論』風行社、一九九九年]
- 1928, Der Begriff des Gesetzes in der Reichsverfassung, zuerst in: *Veröffentlichungen der Vereinigung der Deutschen Staatsrechtler*, Heft 4, als Bericht zum 2. Beratungsgegenstand der Tagung 1927 in München (Mitberichterstatler Max Wenzel), Walter de Gruyter, Berlin und Leipzig 1928, 98–135; Schlusswort: 201–204, auch in: *GS II*, 203–247. [大野達司・山崎充彦訳『ヴァイマル憲法における自由と形式——公法・政治論集』風行社、二〇〇七年]
- 1929, Was bringt uns eine Diktatur? Fascismus und Wirklichkeit, zuerst in: *Das Reichsbanner Zeitung des Reichsbanners Schwarz-Rot-Gold*, Magdeburg, 6 (1929), Nr. 18, 137–138, auch in: *GS II*, 435–442. [今井弘道・大野達司・山崎充彦訳『国家学の危機——議会制か独裁か』風行社、一九九一年]
- 1931, Ziele und Grenzen einer deutschen Verfassungsreform, zuerst in: *Neue Blätter für den Sozialismus. Zeitschrift für geistige und politische Gestaltung* (Hg. E. Heimann u.a.), Alfred Protte Verlag, Potsdam, 576–580, auch in: *GS II*, 411–417. [大野達司・山崎充彦訳『ヴァイマル憲法における自由と形式——公法・政治論集』風行社、二〇〇七年]
- Neumann, Franz 1944, *Behemoth. The Structure and Practice of National Socialism, 1933–1944*, 2nd ed. with new Appendix, Oxford University Press. (1st ed., 1942). [岡本友隆・小野英祐・加藤栄一訳『ヒトヒス——ナチズムの構造と実際』みすず書房、一九七九年]
- Radbruch, Gustav 1990, Gesetzliches Unrecht und übergesetzliches Recht (1946), in: *Gesamtgabe Band 3: Rechtsphilosophie III* (Hg. A. Kaufmann, bearbeit. W. Hassemer), C. F. Müller Juristischer Verlag, Heidelberg, 83–93. [小林直樹訳『実定法の不法

- と実定法を超える法』『ラートブルフ著作集第4巻』東京大学出版会、一九六一年]
- Schmitt, Carl 1923, *Die geistesgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus*, Duncker & Humblot, Berlin. [樋口陽一訳「現代議会主義の精神的状況」『危機の政治理論』ダイヤモンド社、一九七三年]
- 1928, Die Diktatur des Reichspräsidenten nach Artikel 48 der Weimaren Verfassung (1924), in: *Die Diktatur*, 2. Aufl., Duncker & Humblot, Berlin. [田中浩・原田武雄訳「ラートブルフ大統領の独裁」『大統領の独裁』未來社、一九八七年]
- 1929, Der Hitler der Verfassung, in: *Archiv des öffentlichen Rechts, Neue Folge*, XVI, 161–237. [田中浩・原田武雄訳「憲法の番人」『大統領の独裁』未來社、一九八七年]
- 1931, *Der Hitler der Verfassung*, Verlag von J.C.B. Mohr (Paul Siebeck), Tübingen. [川北洋太郎訳「憲法の番人」第一法規出版、一九八九年]
- 1940a, Der Gegensatz von Parlamentarismus und moderner Massendemokratie (1926), in: *Positionen und Begriffe im Kampf mit Weimar-Genf-Versailles 1923–1939*, Hansische Verlagsanstalt, Hamburg, 52–66. [樋口陽一訳「議会主義と現代の大衆民主主義との対立（一九二六年）」『危機の政治理論』ダイヤモンド社、一九七三年]
- 1940d, Die Wendung zum totalen Staat (1931), in: *Positionen und Begriffe: im Kampf mit Weimar-Genf-Versailles*, Hansische Verlagsanstalt, Hamburg, 146–157.
- 1963, *Der Begriff des Politischen. Text von 1932 mit einem Vorwort und drei Corollarien*, Duncker & Humblot, Berlin. [菅野喜八郎訳「政治の概念」『危機の政治理論』ダイヤモンド社、一九七三年／田中浩・原田武雄訳「政治的なものの概念」未來社、一九七〇年]
- 1989, *Verfassungslehre* (1. Aufl. 1928) 7. Aufl., Duncker & Humblot, Berlin. [阿部照哉・村上義弘訳「憲法論」みすず書房、一九七四年]